

資料（Ⅱ）

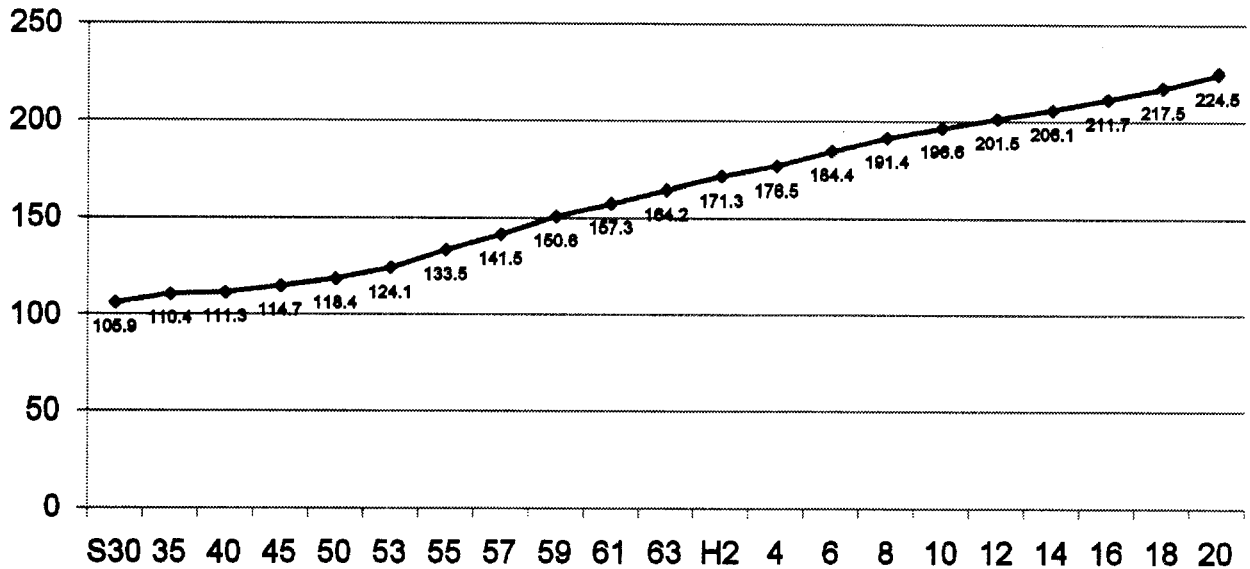
総務課

1. 医師確保対策について

人口10万対医師数の年次推移

○近年、医師国家試験の合格者は毎年7,600～7,700人程度であり、死亡等を除いても、
医師数は、毎年3,500～4,500人程度増加。

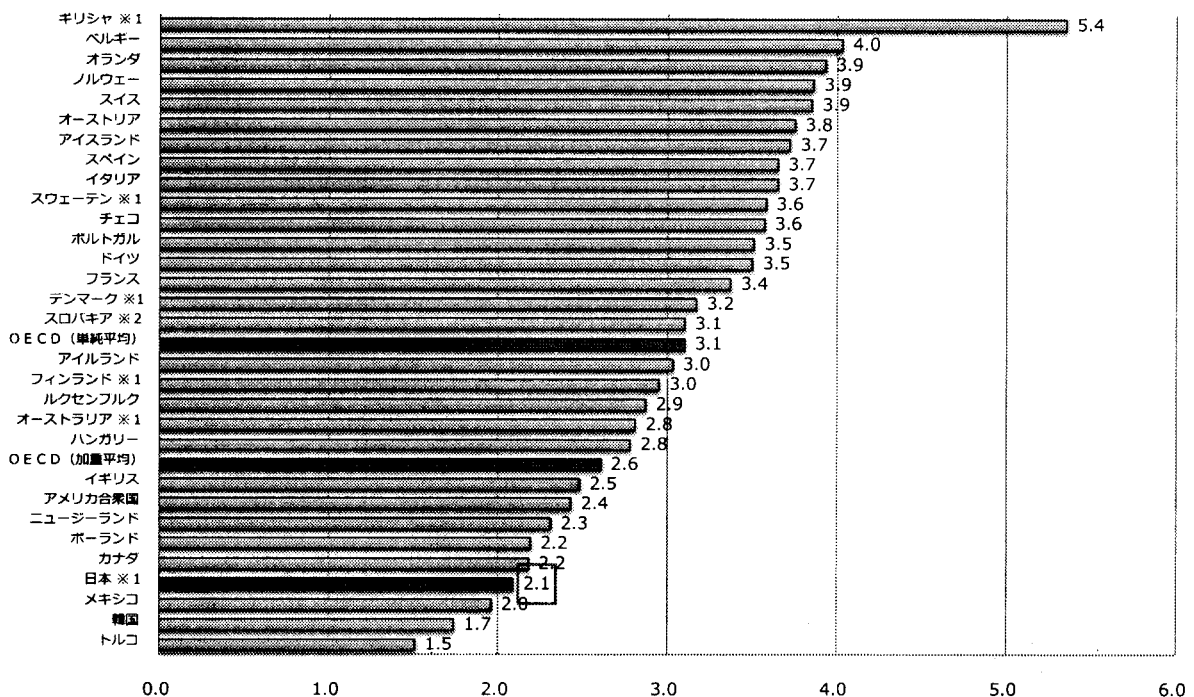
(医師数) 平成10年 24.9万人 → 平成20年 28.7万人 (注) 従事医師数は、27.2万人



(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

人口1,000人当たり臨床医数の国際比較 (2007年 (平成19年))

○我が国の人口1,000人当たり臨床医数は、OECD単純平均の約2/3となっている。



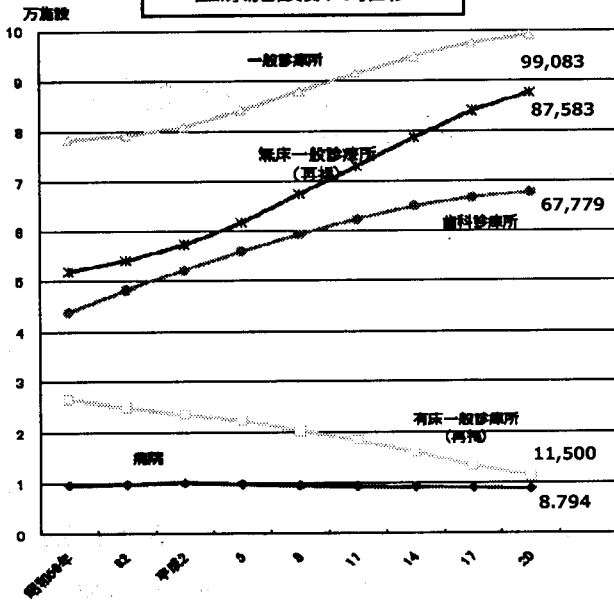
※1 2006 ※2 2004
注1 単純平均とは、各国の人口当たり医師数の合計を国数で割った数のこと。
注2 加重平均とは、全医師数を全人口で割った数のこと。
注3 一部の国では、臨床医数ではなく総医師数を用いている。

OECD Health Date 2009 (平成21年) より

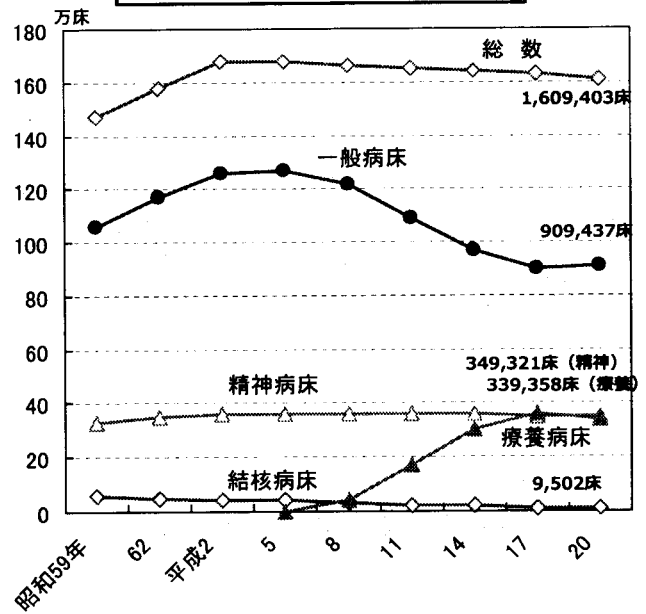
医療施設数及び病床数の推移

- 病院数は、平成2年をピークに1割減少。有床診療所は大幅に減少する一方、無床診療所が増加。
- 病床数は、平成4年をピークに減少。

医療施設数の推移



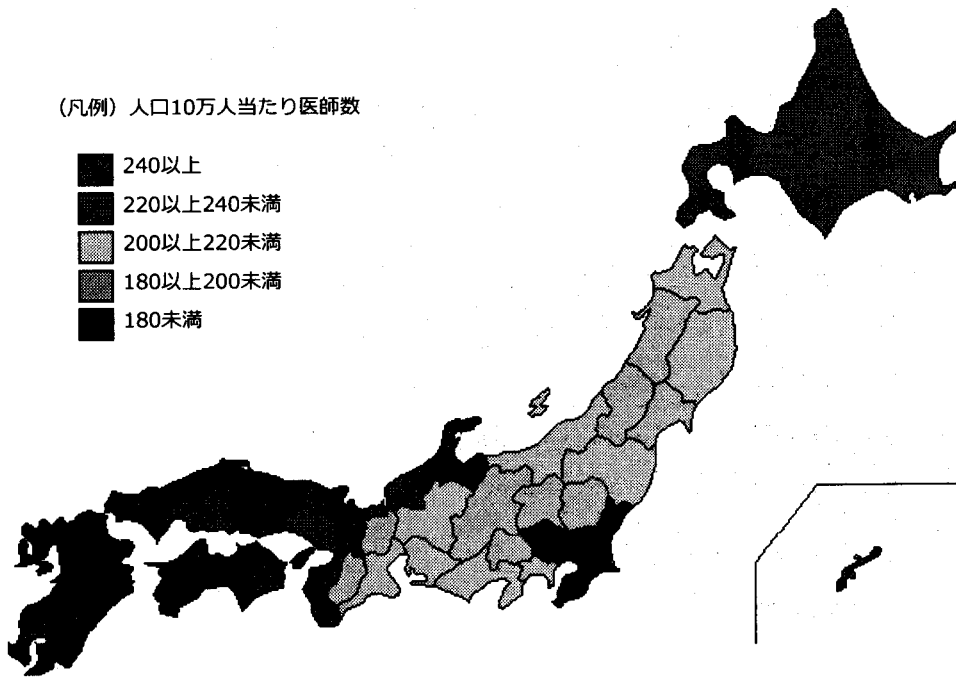
種類別病院病床数の推移



人口10万人当たり医師数の分布 (平成20年)

(凡例) 人口10万人当たり医師数

- 240以上
- 220以上240未満
- 200以上220未満
- 180以上200未満
- 180未満



(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

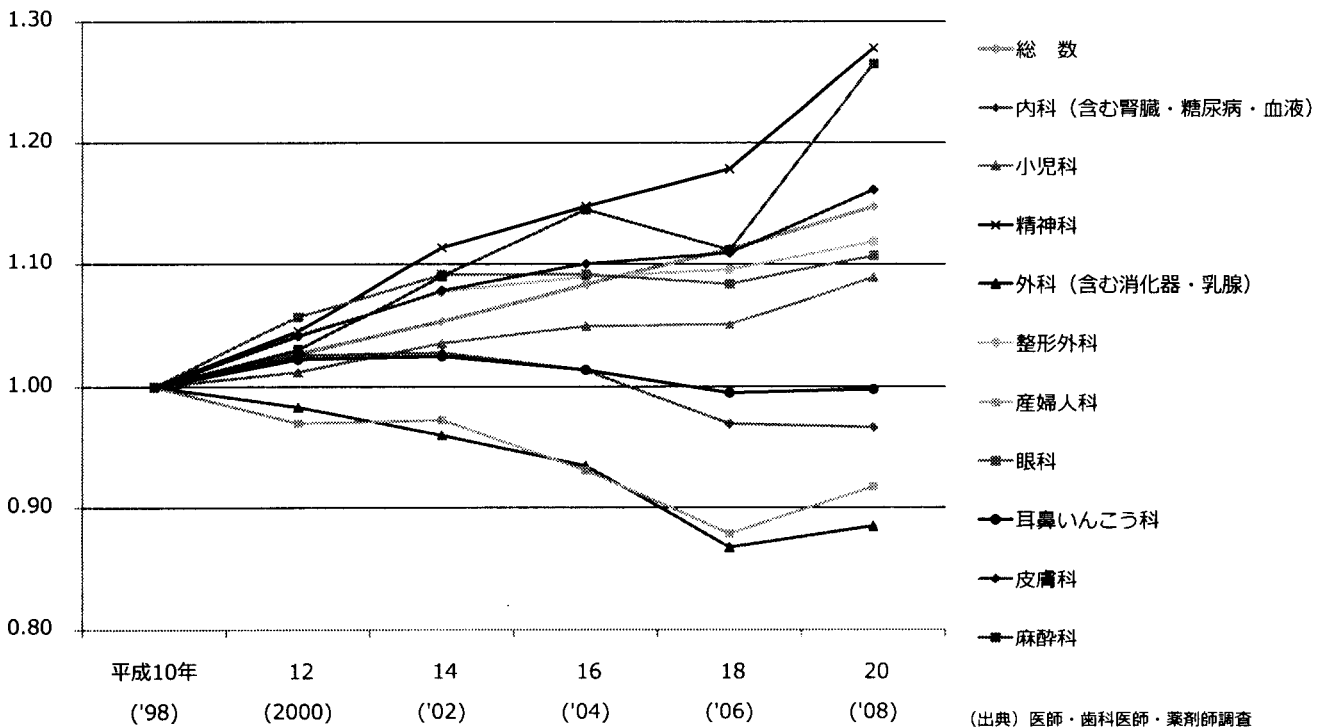
二次医療圏別人口10万人当たり従事医師数

各都道府県内においても、県庁所在地など人口当たりの医師数が多い地域と、郡部など少ない地域がみられる。

都道府県	二次医療圏	人口10万人当たり 従事医師数(県内)	県内での差	都道府県	二次医療圏	人口10万人当たり 従事医師数(県内)	県内での差	都道府県	二次医療圏	人口10万人当たり 従事医師数(県内)	県内での差
北海道	上川中部	313.2	3.5倍	石川県	石川中央	328.8	2.6倍	岡山県	備前東部	324.3	2.1倍
	根室	89.8			能登北部	124.7			高梁・新見	151.2	
青森県	津軽地域	285.2	2.9倍	福井県	福井・坂井	315.5	2.7倍	広島県	呉	291.8	1.6倍
	西北五地域	98.5			奥越	115.8			広島中央	185.5	
岩手県	盛岡	288.5	2.5倍	山梨県	中北	269.8	2.6倍	山口県	宇部・小野田	386.1	2.3倍
	久慈	114.4			峡南	105.6			萩	167.9	
宮城県	仙台	270.5	2.7倍	長野県	松本	339.0	2.9倍	徳島県	東部I	353.4	2.1倍
	豊巻	99.9			木曾	115.5			南部II	164.7	
秋田県	秋田周辺	290.3	2.5倍	岐阜県	岐阜	239.1	1.7倍	香川県	高松	319.1	2.2倍
	北秋田	116.8			中濃	137.7			小豆	148.1	
山形県	村山	262.5	1.9倍	静岡県	西部	237.9	1.9倍	愛媛県	松山	309.2	2.0倍
	最上	136.2			中東濃	122.7			宇摩	156.0	
福島県	県北	256.7	2.5倍	愛知県	尾張東部	353.7	4.7倍	高知県	中央	325.6	2.2倍
	南会津	104.3			尾張中部	75.5			高幡	149.1	
茨城県	つくば	352.8	4.0倍	三重県	中勢伊賀	252.9	1.7倍	福岡県	久留米	422.4	3.1倍
	常陸太田・ひたちなか	89.1			東紀州	150.4			宗室	138.5	
栃木県	県南	399.8	3.2倍	滋賀県	大津	341.8	2.7倍	佐賀県	中部	337.6	2.2倍
	県西	126.5			甲賀	125.0			西部	154.8	
群馬県	前橋	384.3	2.8倍	京都府	京都・乙訓	396.3	3.2倍	長崎県	長崎	368.1	2.9倍
	太田・館林	135.9			山城南	124.3			上五島	126.9	
埼玉県	西部第二	271.2	2.7倍	大阪府	中河内	344.6	2.0倍	熊本県	熊本	394.5	3.4倍
	利根	102.1			大坂市	173.5			阿蘇	115.1	
千葉県	安房	336.3	3.4倍	兵庫県	神戸	294.6	2.0倍	大分県	中部	293.1	2.0倍
	山笠養生圏	98.9			西播磨	145.4			西部	146.8	
東京都	区中央部	1305.2	10.1倍	奈良県	東和	248.8	1.5倍	宮崎県	宮崎東諸県	319.8	2.6倍
	島しょ	128.7			南和	161.0			西都児湯	122.2	
神奈川県	横浜南部	247.0	1.9倍	和歌山県	和歌山	357.1	2.3倍	鹿児島県	鹿児島	335.7	3.1倍
	横浜	133.3			那賀	154.9			薩摩	108.2	
新潟県	新潟	246.0	2.0倍	鳥取県	西部	389.4	2.0倍	沖縄県	南部	274.4	1.7倍
	魚沼	121.6			中部	199.1			宮古	164.4	
富山県	富山	295.6	1.6倍	島根県	出雲	427.2	3.4倍	「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)、 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成21年 3月31日現在)」(総務省)より作成			
	高岡	189.8			雲南	126.1					

診療科別医師数の推移 (平成10年を1.0とした場合)

- 多くの診療科で増加傾向。
- 外科、産婦人科は減少傾向にあったが、平成20年に増加に転じた。



医師不足問題の背景

大学医学部（いわゆる医局）の医師派遣機能の低下

- 大学病院に在籍する臨床研修医の割合 72.5%（平成15年度）→46.8%（平成21年度）

病院勤務医の過重労働

- 夜間・休日における患者の集中
- 小児科医・産科医等の広く薄い配置による厳しい勤務環境
 - 病院と診療所の勤務医師数は共に増加しているが、病院勤務医師の割合は減少
平成10年から平成18年にかけての医師数の増加率 診療所 13.6% > 病院 9.9%
 - 病院常勤医師の平均勤務時間は週63.3時間（含む休憩時間、自己研修・研究等に充てた時間）

女性医師の増加

- 出産・育児による離職の増加
 - 国家試験合格者に占める女性の割合が約3分の1となるなど、若年層における女性医師の顕著な増加
 - 特に産科・小児科では20代医師のうちそれぞれ69%、49%が女性医師
 - 女性医師にもいわゆるM字カーブが存在（30代半ばでは約4人に1人が離職）

医療にかかる紛争の増加に対する懸念

- 医事関係訴訟新受件数（第1番）（民事）は増加傾向 575件（平成8年）→877件（平成20年）

臨床研修医在籍状況の推移

○臨床研修制度の必修化以後、大学病院において臨床研修を受ける臨床研修医の割合が大きく低下。

臨床研修制度必修化

区 分	15年度		16年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	研修医数	比率	研修医数	比率	研修医数	比率	研修医数	比率	研修医数	比率	研修医数	比率
臨床研修病院	2,243	28	3,262	44	4,266	55	4,137	55	4,144	54	4,069	53
大学病院	5,923	73	4,110	56	3,451	45	3,423	45	3,591	46	3,575	47
計	8,166	100	7,372	100	7,526	100	7,717	100	7,560	100	7,735	100

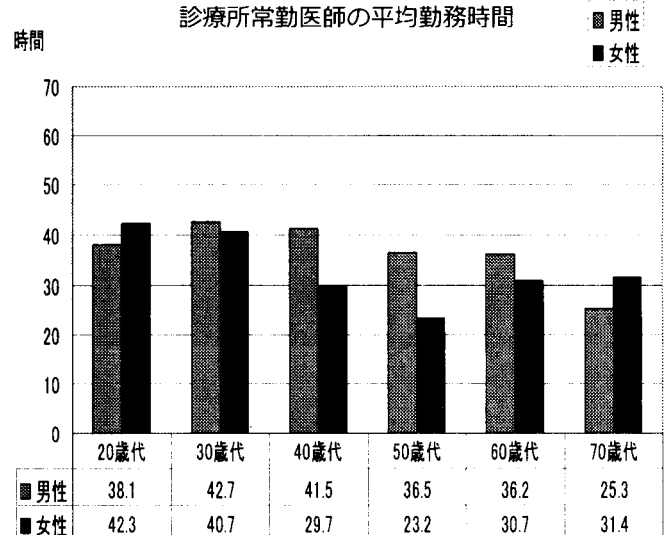
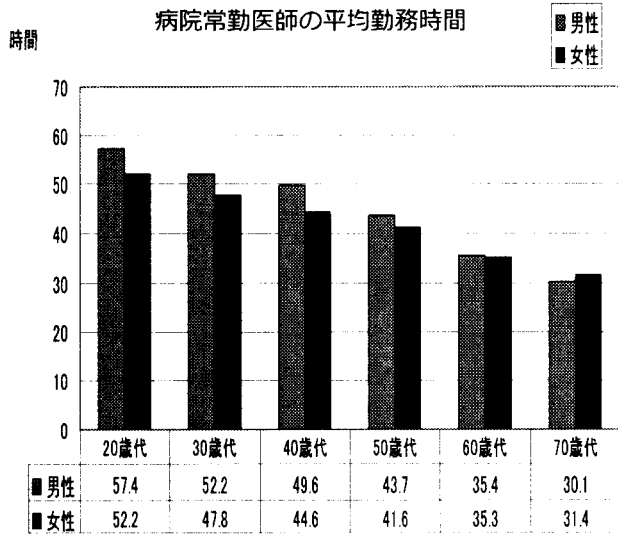
※ 研修医数については、各年度、国家試験合格発表後の厚生労働省医政局調べ

「医師需給に係る医師の勤務状況調査」による医師の従業時間

医師が医療機関に滞在する時間のうち、診療・教育等の時間を合計し、休憩時間・自己研修・研究を除いたものを従業時間とすると、年齢階級別の従業時間は次のとおり。

(病院常勤医の平均従業時間は平均で週48時間だが、診療所常勤医の平均従業時間は平均すると週40時間を下回る)

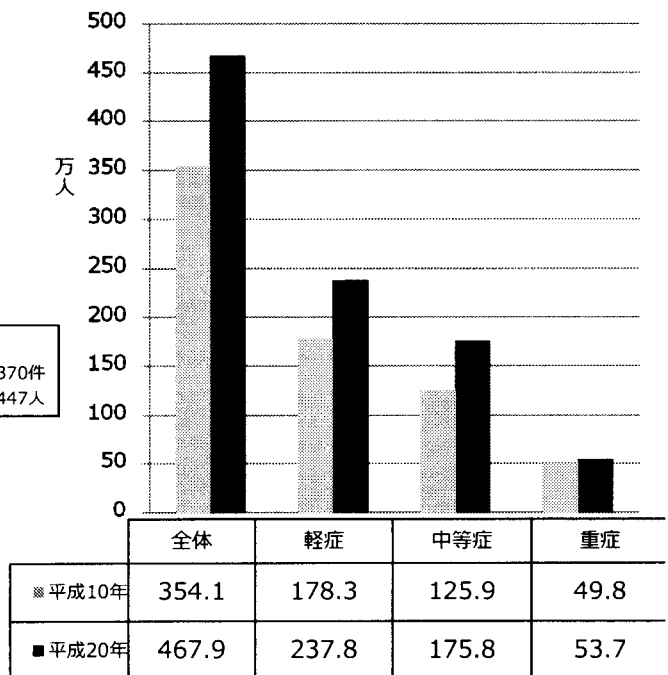
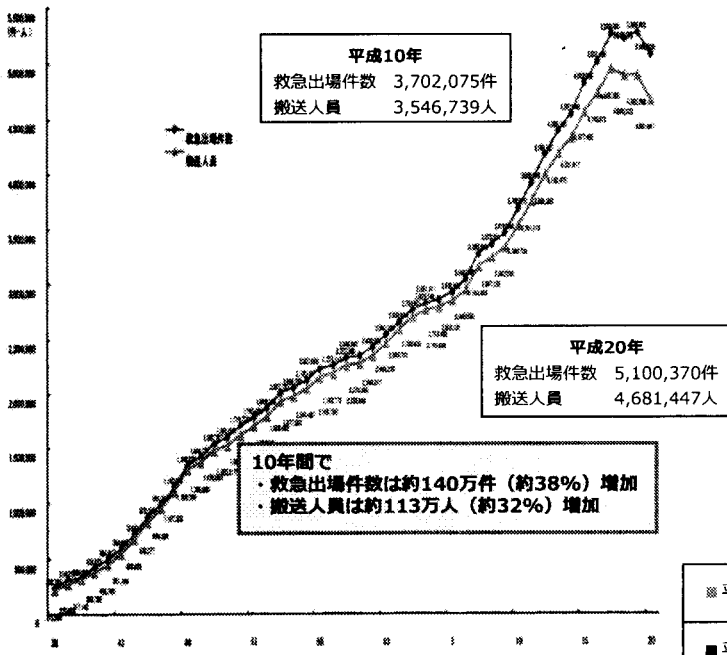
※ なお、休憩時間や自己研修・研究等に充てた時間を含めた、病院常勤医師が医療機関に滞在する時間は、平均週63時間。



(出典) 「日本の医師需給の実証的調査研究」

救急出動件数及び搬送人員の推移 (左図) 過去10年間の救急搬送人員の変化 (重症度別) (右図)

○救急出動件数及び搬送人員数ともに、10年間で急増しているが、それらの変化はほぼ、軽症者・中等症者の搬送人員増によるものである。



(注) 1 平成10年以降の救急出動件数及び搬送人員についてはヘリコプター搬送分を含む。
2 各年とも1月から12月までの総数である。

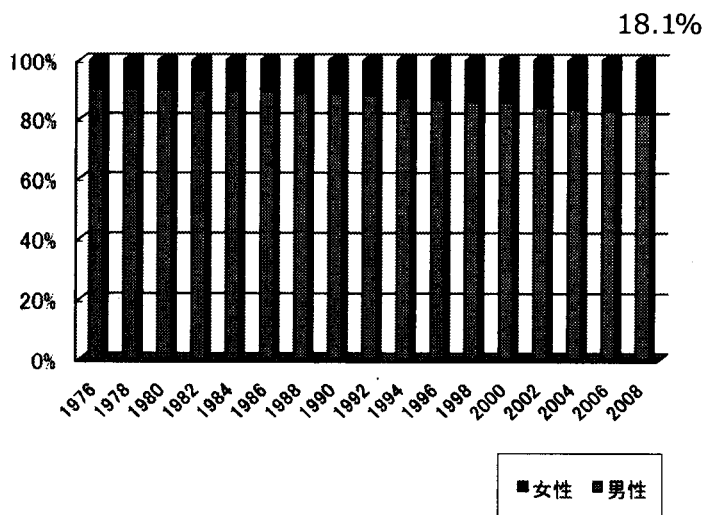
「平成21年救急・救助の現況」(総務省消防庁)

「救急・救助の現況」(総務省消防庁)のデータを基に分析したもの

女性医師の推移

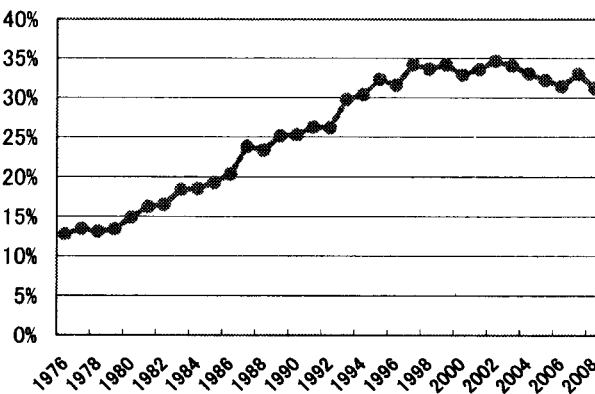
- 全医師数に占める女性医師の割合は増加傾向にあり、平成20年時点で18.1%を占める。
- 近年、医学部入学者に占める女性の割合は約3分の1となっているなど、若年層における女性医師の増加は著しい。

女性医師数の割合



(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

医学部入学者数に占める女性の割合

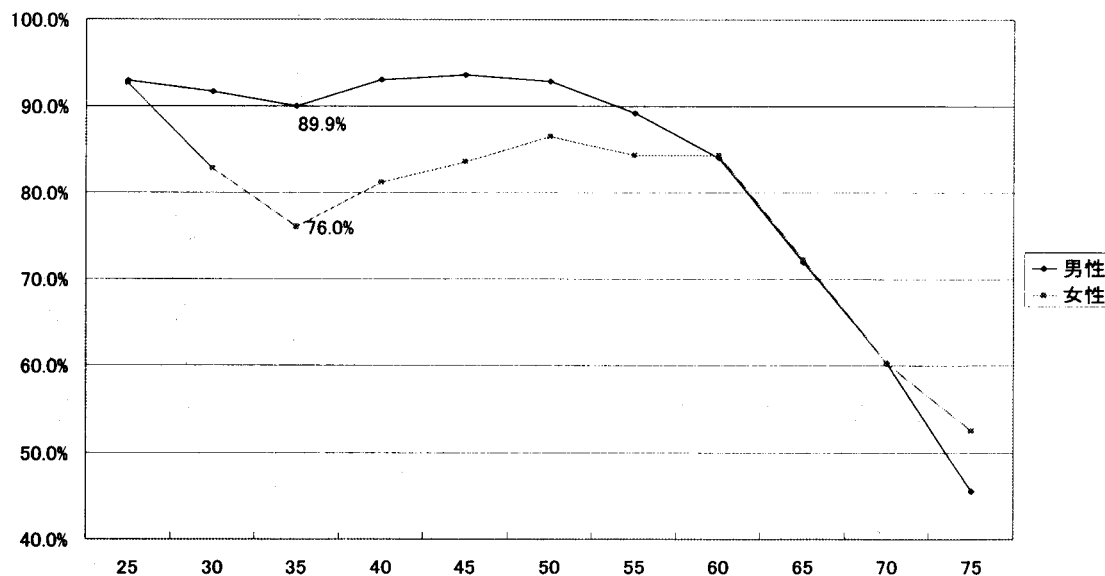


(出典) 文部科学省「学校基本調査」

女性医師の従業率のM字カーブ

女性医師が医師として就業している率は、医学部卒業後、年が経つにつれて、減少傾向をたどり、卒業後11年（概ね36歳）で76.0%で最低となった後、再び就業率が回復していく。

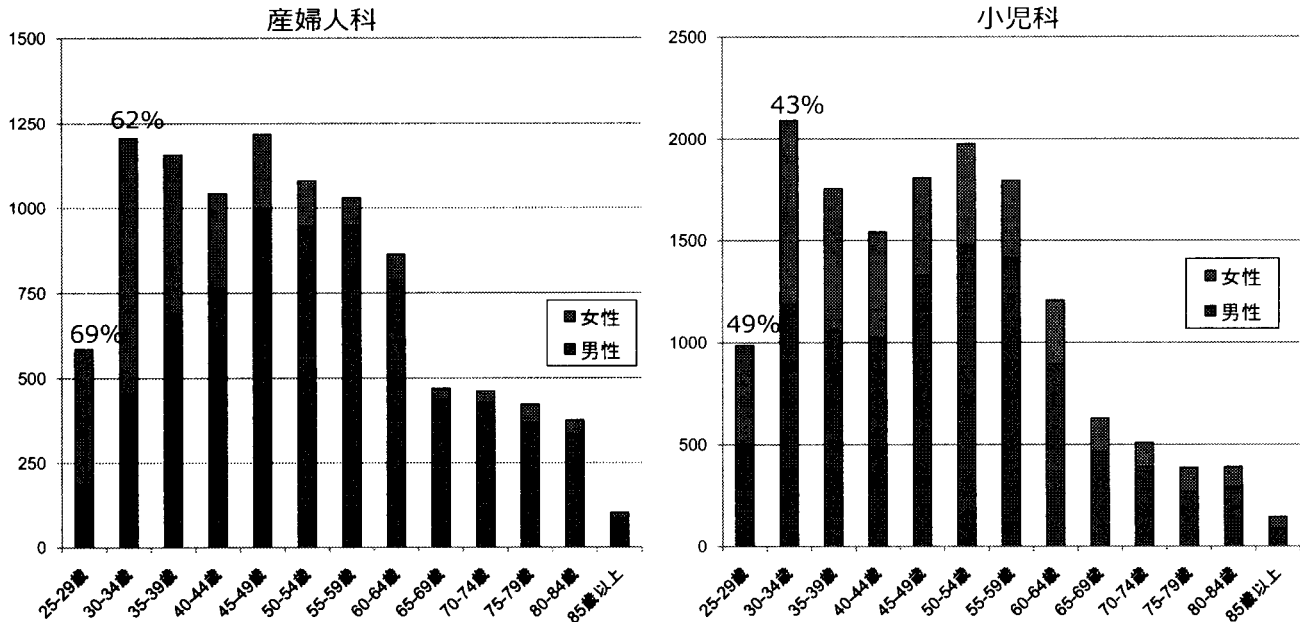
男性医師と女性医師の従業率



(注) 医師が25歳で卒業すると仮定した場合の就業率である。
「日本の医師需給の実証的調査研究」(主任研究者 長谷川敏彦)

年齢別小児科医、産婦人科医数の男女比

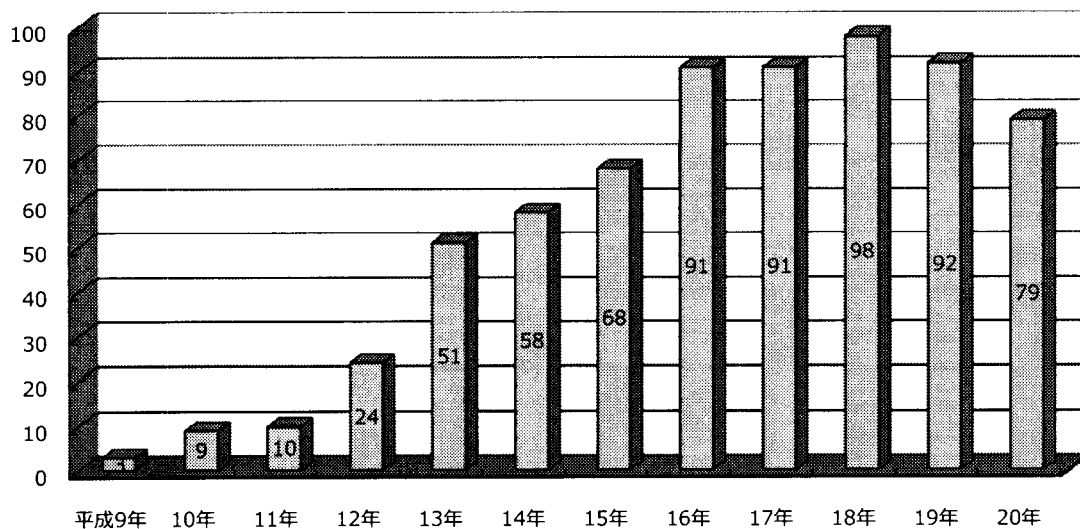
○全医師数に占める女性医師の割合は18%、全小児科医師数に占める女性の割合は32%、全産婦人科医師数に占める女性の割合は26%となっている。
特に、若年層における女性医師の増加が著しい。



(出典) 平成18年 医師・歯科医師・薬剤師調査

医療事故関係届出等(※1)の年別立件送致・送付数(※2)

○医療事故が刑事事件として立件される件数は、平成10年代初頭から大幅に増加したが、近年はやや減少傾向にある。



医療事故届出等の年別立件送致・送付数

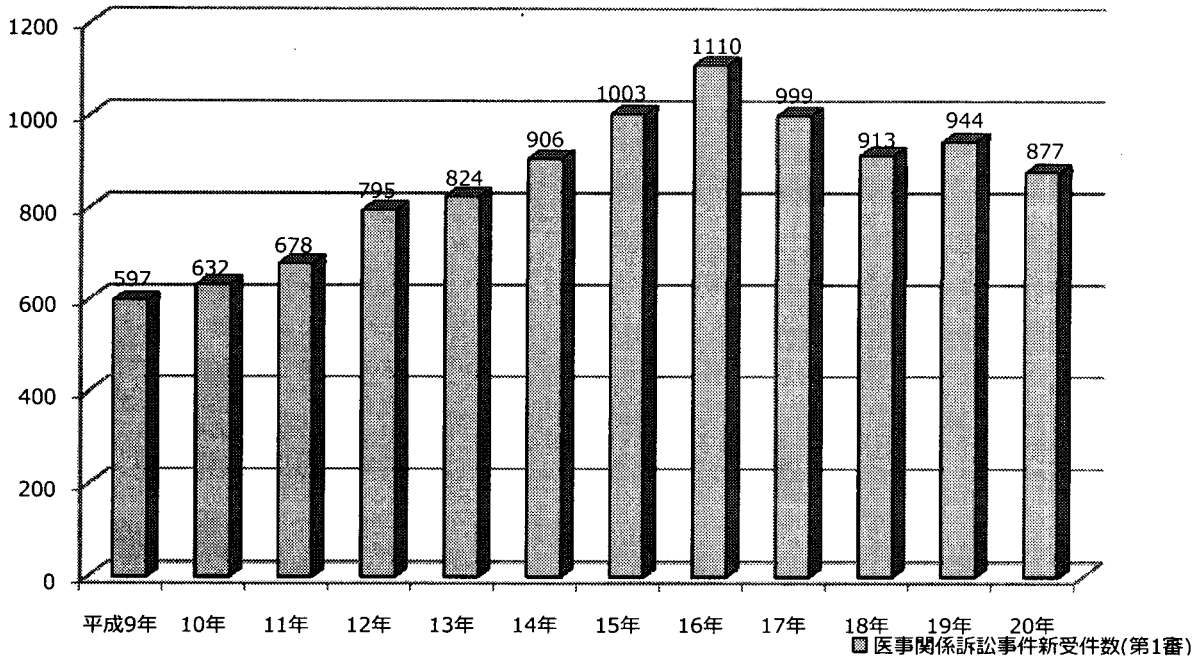
※1 「医療事故関係届出等」とは、警察において捜査を開始した件数を指す。
※2 「年別立件送致・送付数」とは、平成9年以降、届出等の年にかかわらず、その年に立件送致・送付した件数を示す。
なお、この件数は、平成9年以降に把握したものに対する数を示しており、平成8年以前に把握したものに対する数は計上されていない。

警察庁刑事局捜査第一課資料

(平成20年3月10日現在)より

医事関係訴訟の年次推移（民事）

○医事関係訴訟（民事）の件数は増加傾向にあったが、近年やや減少傾向にある。

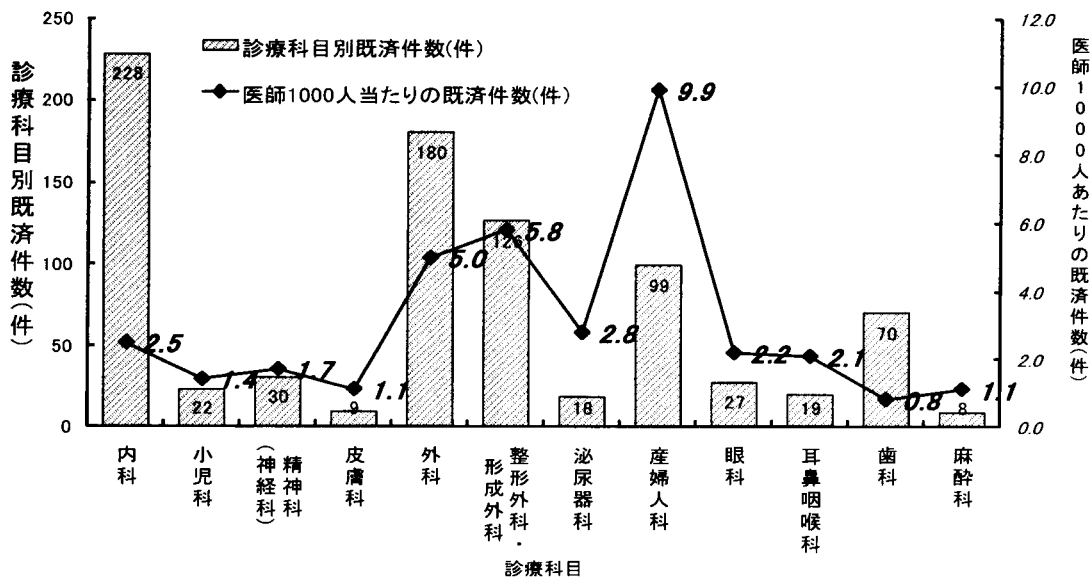


〔○平成16年までの数値は、各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。〕

(注) 数値は最高裁判所ウェブサイトより

医事関係訴訟事件の診療科目別既済件数（平成20年）

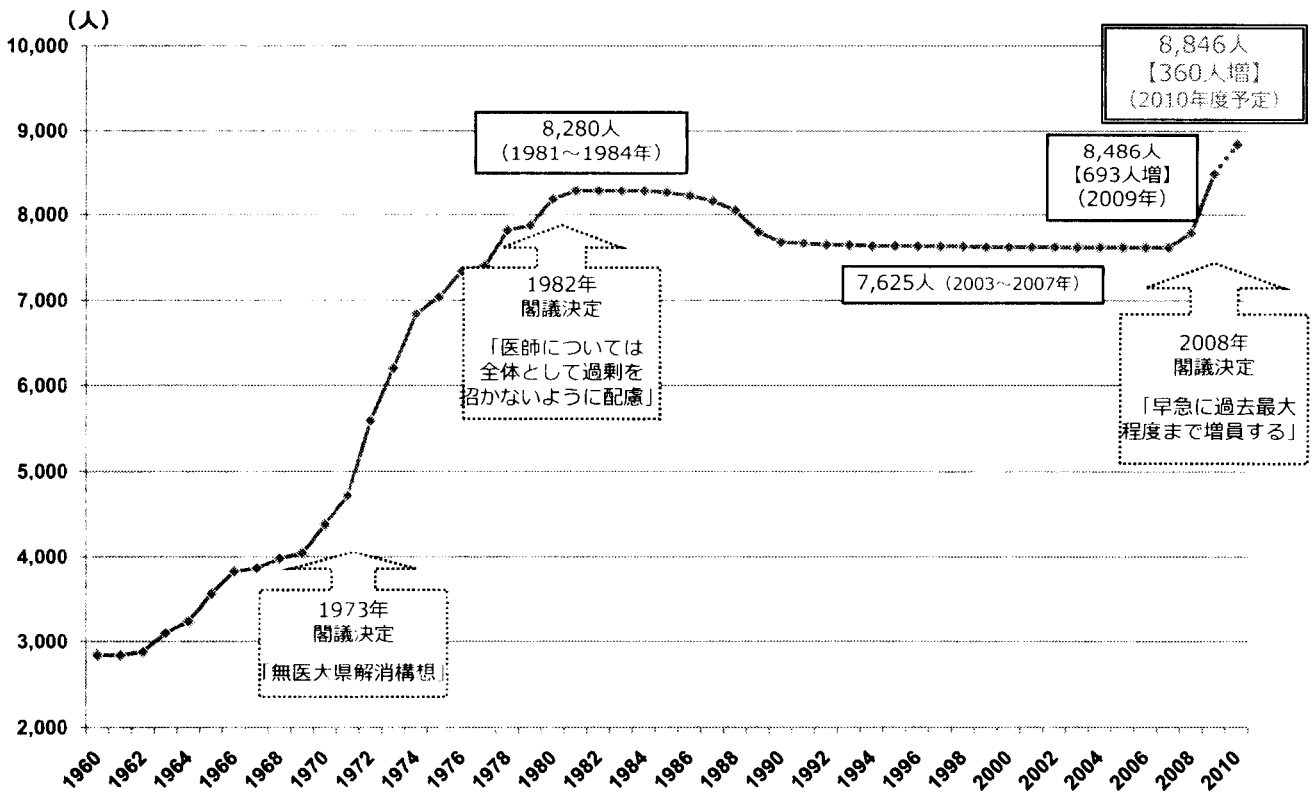
○産婦人科の訴訟リスクは、他の診療科に比べて高い。



〔内科・外科等に、それぞれ消化器科（胃腸科）等の近接した診療科を含んだ場合の医師1,000人当たりの既済件数である。〕

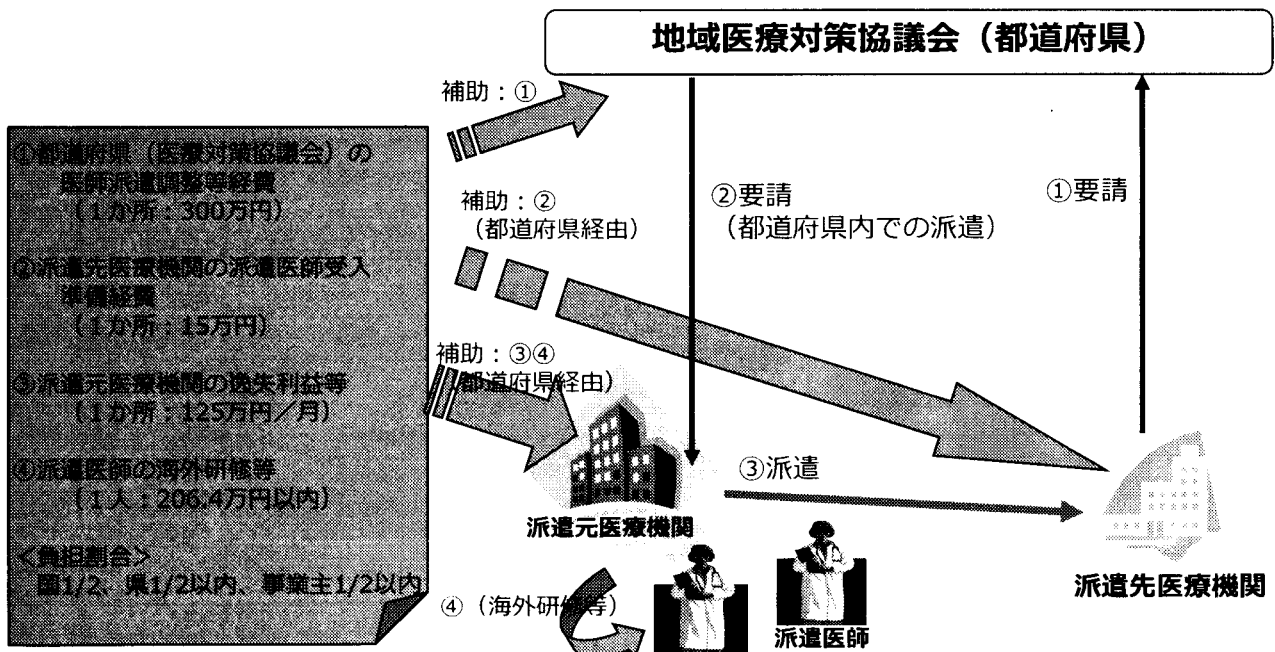
- 注) 1 既済件数については、最高裁判所ウェブサイトによる（概数）。複数科目に該当する場合は、そのうちの主要な一科目に計上している。
 2 各科の医師数については、平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査における医療施設に従事する医師の主たる診療科に基づき、以下のように算出している。
 ・内科については、内科、呼吸器内科、消化器内科（胃腸内科）、循環器内科、腎臓内科、糖尿病内科（代謝内科）、血液内科、感染症内科の医師数を合計
 ・精神科（神経科）については、精神科、神経科の医師数を合計
 ・外科については、外科、脳神経外科、呼吸器外科、心血管外科（循環器外科含む）、小児外科、肛門外科、気管食道外科、リハビリテーション科、乳腺外科、消化器外科（胃腸外科）の医師数を合計
 ・整形外科・形成外科については、整形外科、形成外科、美容外科の医師数を合計
 ・歯科については、歯科、口腔外科の歯科医師数を合計
 3 医師1,000人当たりの既済件数は、医師数に基づいて、厚生労働省において算出したものである。

医学部入学定員の年次推移



大学医学部 (いわゆる医局) の医師派遣機能低下への対応

⇒ 公的な仕組みによる医師派遣の推進



臨床研修制度の見直しの概要

1 見直しの趣旨

臨床研修制度の基本理念の下で臨床研修の質の向上を図るとともに医師不足への対応を行う。

※基本理念…医師としての人格のかん養と基本的な診療能力の修得

2 見直しの内容

(1) 研修プログラムの弾力化

- ・必修の診療科は内科、救急、地域医療とする。 ※従来は、内科、外科など7診療科が必修。
- ・外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科は選択必修科目とする（2科目を選択して研修を行う）。
- ・一定規模以上の病院には、産科・小児科の研修プログラムを義務付ける。

(2) 基幹型臨床研修病院の指定基準の強化

- ・新規入院患者数、救急医療の提供などについて、基準を強化する。
- ・新基準を満たさなくなる病院は、研修医の受入実績等を考慮し指定の取り消しを行うか否かを定める

(3) 研修医の募集定員の見直し

- ・都道府県別に募集定員の上限を設定する。
- ・病院の募集定員は、研修医の受入実績や医師派遣等の実績を踏まえ設定する。
- ・募集定員が大幅に削減されないように、前年度採用内定者数（マッチ者数）を勘案して激変緩和措置を行う。

医師不足の診療科の医師確保対策

○産婦人科、小児科等の厳しい勤務環境にある診療科において医師が不足

- ➡ 救急医（産科医、麻酔科医、新生児科医、小児科医等を含む）に救急勤務医手当を支給する救急救命センター等に対して財政支援
- ➡ 産科医等に分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援
- ➡ 出生後NICU（新生児特定集中治療室）に入る新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援



チーム医療の推進に関する検討会

趣旨

チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催し、日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等について検討を行う。（平成21年度末までに具体策を取りまとめる予定）

構成員

○座長

秋山 正子	ケアーズ白十字訪問看護ステーション所長	島崎 謙治	政策研究大学院教授
有賀 徹	昭和大学医学部救急医学講座教授	瀬尾 憲正	自治医大麻酔科学・集中治療医学講座教授
井上 智子	東京医科歯科大学大学院教授	竹股 喜代子	亀田総合病院看護部長
海辺 陽子	NPO法人がんと共に生きる会副理事長	○永井 良三	東京大学大学院医学研究科教授
大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授	西澤 寛俊	全日本病院協会会長
太田 秀樹	医療法人アスムス理事長	羽生田 俊	日本医師会常任理事
加藤 尚美	日本助産師会会長	宮村 一弘	日本歯科医師会副会長
川嶋 みどり	日本赤十字看護大学教授	山本 信夫	日本薬剤師会副会長
坂本 すが	日本看護協会副会長	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
朔 元則	国立病院機構九州医療センター名誉院長		

女性医師の増加に対する対応

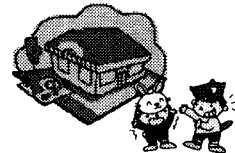
○出産・育児による離職の増加

- ・ 国家試験合格者に占める女性の割合が約3分の1
- ・ 特に産婦人科・小児科では20代医師のうちそれぞれ69%、49%が女性医師
- ・ 女性医師にもM字カーブが存在

⇒ 地域でお産を支えている産科医の手当等への財政支援

⇒ 院内保育や子育て相談を充実

(参考) 院内保育を実施している病院数：約2,800か所



⇒ 助産師が地域で「院内助産所」や「助産師外来」を開設することを支援

⇒ 出産・育児等により離職している女性医師の復職支援のための都道府県の受付・窓口の設置等を支援



医療リスクに対する支援体制の整備

- 医療にかかる紛争の増加に対する懸念
 - ・医事関係訴訟件数が増加

⇒ 医療リスクに対する支援体制の整備

産科医療補償制度（平成21年1月～）

通常の妊娠・分娩

脳性麻痺となった場合



原因の究明

医療機関に
過失あり



医師賠償責任保険等
による補償

医療機関に
過失なし



これまででは補償なし



無過失補償制度

制度の目的

分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図る。

補償対象

（※ 対象者推計数：年間概ね500～800人）

通常の妊娠 分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合

- ・補償金額 : 3,000万円
- ・保険料（掛金） : 一分娩当たり 30,000円

原因分析

原因分析委員会において、事故原因を医学的に分析し、その結果を当事者にフィードバックする。

平成22年度予算案の概要

(平成21年12月)

平成22年度予算案	1,943億3千6百万円
平成21年度当初予算額	2,132億6千1百万円
差引増▲減額	▲189億2千5百万円
対前年度比	91.1%

(注) 上記計数には、「厚生労働科学研究費補助金134億5千3百万円」等は含まない。

厚生労働省医政局

主要施策

1. 救急医療・周産期医療の体制整備

23,826百万円(23,438百万円)

救急、周産期等の医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減する

(1) 周産期医療体制の充実・強化 8,692百万円

① 周産期母子医療センター等の充実・強化 5,835百万円

不足しているNICU(新生児集中治療室)等の確保など、地域において安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU等に対する財政支援を行う。また、新生児医療を担当する医師を確保するため、当該医師の手当に対する財政支援を行う。

② NICU等に長期入院している小児の在宅への移行促進(新規) 113百万円

NICU等に長期入院している小児が在宅に移行するためのトレーニング等を行う「地域療育支援施設(仮称)」を設置する病院や、在宅に戻った小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する財政支援を行う。

(2) 救急医療体制の充実 15,234百万円

① 三次救急医療体制の充実 5,583百万円

重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターに対する財政支援を行う。

② 二次救急医療体制の充実(新規) 680百万円

救急患者の円滑な受入れが行われるよう、受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する財政支援、診療所医師が二次救急医療機関等で休日・夜間に診療支援を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

③ 救急患者の転院・転床の促進(新規) 61百万円

急性期を脱した救急患者の円滑な転院・転床を促進し、救急医療用病床を有効に活用するため、施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置に対する財政支援を行う。

④ ドクターヘリ導入促進事業の充実 2,757百万円

ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)に対する補助事業について、補助基準額の引上げを行い、ドクターヘリの安定的な運航の確保を図る。

⑤ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実(新規) 309百万円

超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター(仮称)」の運営に対する支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

(3) 災害医療体制の充実 75百万円

災害派遣医療チーム(DMAT)の活動の円滑化のためにDMAT事務局を設置し、運営を支援するなど災害医療体制の充実を図る。

2. 医師確保・医療人材確保対策等の推進

36,997百万円(47,115百万円)

医師の診療科偏在、地域偏在の是正を図りつつ、勤務医等の勤務状況の改善や離職防止・復職支援を進めるなど、医師等人材確保対策の推進を図る。

(1) 医師の診療科偏在・地域偏在対策 8,016百万円

勤務環境が過酷で確保が困難な診療科の医師を確保するため、休日・夜間の救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等への手当に対する財政支援を行う。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科等の診療科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関に対する財政支援を行う。

医師不足地域の臨床研修病院において研修医が研修の一環で宿日直等を行う場合に当該医療機関に対する財政支援を行う。

(2) 女性医師等の離職防止・復職支援**2,501百万円**

出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受け入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、病院内保育所の運営等に対する財政支援について、受入児童の対象年齢を小学校低学年の子どもに拡充する。

(3) 看護職員の資質の向上及び確保策の推進**10,265百万円****① 新人看護職員研修の着実な推進（新規）****1,690百万円**

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の資質の向上を図るため、保健師助産師看護師法等の改正（平成22年4月施行）を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制の構築に対する財政支援を行う。

② 看護職員の離職の防止・復職支援の充実強化**2,297百万円**

看護職員の離職の防止や復職の促進を図るため、医療機関における短時間正規雇用など多様な勤務形態の導入に対する支援や、病院内保育所の運営等に対する財政支援の拡充などを行う。

③ 認定看護師育成のための支援**184百万円**

勤務医の業務負担を軽減し、安心して質の高い医療提供体制の充実を図るため、チーム医療の下、医療従事者の役割分担が推進できるよう、高度な技術を有する認定看護師の養成に対する財政支援の拡充を行う。

(4) 補償制度・医療事故における死因究明**368百万円**

医療の安心・納得・安全を確保するため、医療事故における死亡の原因究明・再発防止のための仕組みの検討を行う。また、産科医療補償制度の円滑な運用を進める。

(5) 医師・歯科医師の臨床研修**19,061百万円**

医師・歯科医師の臨床研修の実施に必要な経費に対する補助を行うことにより、基本的な診療能力の修得、全人的かつ患者の期待に応える医療の実現等を図る。

3. 地域で支える医療の推進

18,033百万円(21,386百万円)

人々が地域で安心して生活できるよう、地域の医療連携体制の強化を図る

○地域医療再生基金

平成21年度1次補正予算(2,350億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、地域の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する「地域医療再生計画」に基づく医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援する。(平成25年度まで)

(1) 医療計画の充実

19百万円

平成25年度から開始する次期医療計画の作成に向けて、検討会を開催し、医療計画の制度のあり方等について検討する。(新規)

(2) 医療分野の情報化の推進

1,093百万円

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援を行い、地域医療の充実を図る。

(3) 歯科保健医療の充実・強化

1,059百万円

生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等に対する在宅歯科医療について、地域における医科・介護等との連携体制の構築、人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等を支援し、その一層の充実・強化を図る。

また、8020運動について成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯を通じた歯の健康の保持をさらに推進する。

(4) へき地などの保健医療対策の充実

2,213百万円

へき地診療所への医師派遣の調整などを行う「へき地医療支援機構」の充実を図るほか、へき地医療を支える地域医療拠点病院等に対する財政支援を行う。

4. 医薬品・医療機器の開発促進

21,455百万円(23,941百万円)

革新的医薬品・医療機器に関する研究費の重点配分、未承認薬等の開発支援及び臨床研究・治験支援拠点等の体制整備を図る

○未承認薬等開発支援対策

平成21年度1次補正予算(100億円)により創設した「未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金」を活用し、がんや小児などの疾患重点分野において、海外では承認されているが国内では未承認の医薬品など、製薬企業の自発的な開発に任せては開発が進まない医薬品等の治験実施費用等を支援することにより開発を促進する。(平成23年度まで)

(1) 医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充 19,930百万円

革新的医薬品・医療機器の臨床研究・実用化を促進するために、再生医療、次世代ワクチン、ナノメディシン、活動領域拡張、希少疾病への研究費の重点化等を行う。

(2) グローバル臨床研究拠点等の整備の拡充 599百万円

医薬品開発の迅速化を図り、ドラッグラグの解消に資するため、外国の研究機関との国際共同治験・臨床研究を実施する拠点の体制整備を行うとともに、国内における未承認薬等の開発を推進するための治験支援拠点等の体制整備を行う。

(3) 治験・臨床研究登録情報の提供体制の強化 82百万円

治験・臨床研究に関する情報を集積する世界的な取組に対応するため、日本における治験・臨床研究情報を横断的に検索することができるポータルサイトをより使いやすく改良するとともに、WHOなど海外への情報発信を行う。(新規)

(4) 後発医薬品の使用促進 138百万円

後発医薬品に関する理解を向上させるため、各都道府県に設置した協議会において、実情に応じた具体的な事業を検討・実施し、先進事例に関する調査研究を行うとともに、使用促進に向けた環境整備を継続する。

5. その他

(1) (独) 国立高度専門医療研究センター及び(独) 国立病院機構における政策医療等の実施	85,957百万円
------------------------------------------------	-----------

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実	35,612百万円
-------------------	-----------

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入(看護師)	420百万円
-------------------------------------------	--------

経済連携協定に基づき入国した外国人看護師候補者への支援を充実強化するため、新たに、看護専門分野を中心とした日本語習得のための自己学習を可能とするeラーニング学習システムを導入するとともに、日本語及び看護分野の専門家による個別指導や定期的な集合研修の実施や巡回訪問により研修指導者等へ学習方法の指導を行う。

加えて、受入施設の研修指導者経費等や、候補者の日本語学校等への修学費用などの財政的な支援を行う。

平成22年度税制改正の概要

(医政局抜粋)

平成21年12月



厚生労働省

・番号の前に※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目である。

1 地域医療の再生に向けて

① 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式）。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

※② 中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、適用期限を2年間延長することとされた。

※③ 病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長〔固定資産税〕

病院等が取得した地震防災対策用資産について、当該資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り3分の2に軽減する特例措置について、適用期限を4年間延長の上、廃止することとされた。

④ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

⑤ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

※⑥ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスハイブン税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

タックスハイブン税制について、資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等の措置を講ずることとされた。

※⑦ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

移転価格税制について、価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化することとされた。

2 健康で暮らせる社会の実現に向けて

※① 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕
医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満であるもの（少額減価償却資産）を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

3 各種施策の推進

※① 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金を、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設については、税制調査会に設置される市民公益税制プロジェクト・チームにおいて、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討することとされた。

4. 医療安全対策の取組について

厚生労働省においては、平成14年4月に医療安全対策検討会議において取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月の「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、各般の取組みを進めてきたところ。

さらに、平成17年6月に医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について、「今後の医療安全対策について」がとりまとめられ、この報告書に基づき、各般の取組の充実強化を図るとともに、平成18年の医療法改正においては、医療安全支援センターの制度化や全ての医療機関に対し医療安全の確保を義務付けるなど、総合的な取組を進めているところである。

各都道府県等におかれては、「医療安全支援センター」の円滑な運営及び二次医療圏における体制整備を引き続き推進し、その充実強化を図るとともに、管下医療機関における適切な医療安全の確保について、立入検査等を通じて適切に指導するなど、積極的な取組をお願いしたい。

医療安全支援センターについては、平成16年5月に全ての都道府県での設置を完了し、現在、保健所設置市区及び二次医療圏での重層的な設置を推進している。

なお、本センター設置に係る経費については、医療に関する相談は地域住民に身近な事業であること、地方自治体における主体的・自主的な取組みを推進する必要があることなどから、本センターに係る人件費、基本運営費、協議会の設置・運営、各種研修の実施、相談事例の収集・情報提供等に係る経費について、平成15年度より地方財政措置を講じている。

また、平成18年の医療法改正においては、本センターを法律上に位置づけ、その機能の充実強化を図ったところである。

厚生労働省においては、各都道府県等における本センターの設置・運営が円滑に進められるよう、相談職員等に対する研修、相談事例等の収集・分析・情報提供などの総合的な支援として、「医療安全支援センター総合支援事業」を引き続き実施することとしている。

(参考1) 医療安全支援センター体制図

(2) 医療機関における医療安全の確保

医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、平成18年の医療法改正により、平成19年4月から全ての医療機関に対して、安全に関する職員の研修の実施など医療安全の確保を義務付け、その充実強化を図ったところである。

各都道府県等におかれては、医療機関への立入検査等を通じて、管下医療機関における医療事故防止対策の取組強化が図られるよう適切な指導をお願いしたい。

（４）医療安全対策に関する情報の提供

現在、医療事故等の事例に関しては、特定機能病院や大学病院等に対して日本医療機能評価機構への報告を義務付け、同機構において収集・分析し、分析結果を提供する事業を行っているところである。

さらに、平成18年12月より、同機構において収集された事例のうち、特に注意が必要な事項について、「医療安全情報」として医療機関等に月1回程度発信しているところである。

これらの情報を各医療機関等が活用し、効果的な取組みがなされるよう、各都道府県等におかれても、引き続き管下医療機関等への周知をお願いしたい。

（参考2）医療安全情報

（４）医療安全推進週間の実施（平成22年度は11月19日から1週間）

厚生労働大臣提唱の「患者の安全を守るための共同行動」（PSA：Patient Safety Action）の一環として、当該週間を中心に、医療安全に関するワークショップ、シンポジウム等を開催することとしている。

各都道府県等におかれても、引き続き、当該週間に合わせて様々な事業を実施することにより、関係者の意識啓発を図っていただきたい。

（５）患者・家族対話推進事業（院内相談員養成研修事業）

日常診療の中で医師等と患者・家族が十分な対話を重ねることの重要性から、医療機関における医療従事者と患者側とのコミュニケーションの仲立ちをし、十分な話し合いを促進する人材（院内相談員）を養成し、医療紛争の防止・早期解決につなげる体制を整備するものである。

各都道府県におかれては、院内相談員の配置を推進するための積極的な取組をお願いしたい。

（参考3）平成21年度における取組の紹介（群馬県）

（５）内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書

平成21年5月に厚生労働省に設置された「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会」において、医療安全の観点から、内服薬処方せんの記載方法に係る課題やその標準化等、今後の処方せんの記載方法の在り方について、これまで5回にわたり幅広く検討が行われ、今般、報告書が公表されたところである。

各都道府県におかれましても、本報告書の内容を確認の上、管下医療機関等への周知をお願いしたい。

○「内服薬処方せんの記載方法の在り方検討会報告書の公表について」（平成22年1月29日医政発0129第3号・薬食発0129第5号、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）

医療安全支援センター体制図



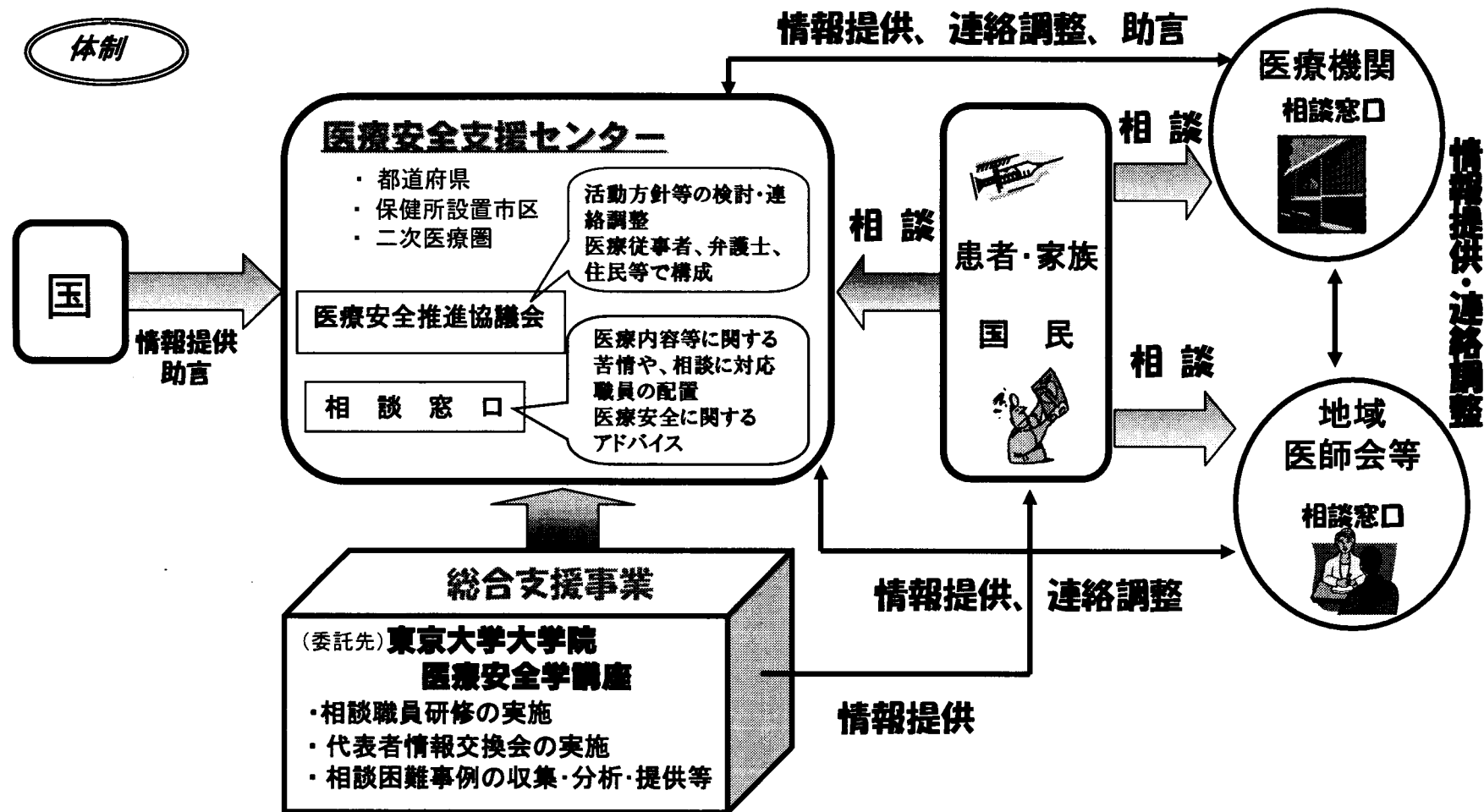
機能

○ 苦情・相談への対応（必要に応じて、医療機関の管理者及び患者等に助言）

○ 医療安全の確保に関する必要な情報提供

○ 医療機関の管理者、従業員に対する医療安全に関する研修の実施

体制



(参考1)

「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ

「スタンバイ」のまま患者に人工呼吸器を装着したため、換気されなかった事例が4件報告されています(集計期間:2006年1月1日~2009年10月30日、第18回報告書「個別のテーマの検討状況」に一部を掲載)。

「スタンバイ」の状態では、換気が行われていません。

「スタンバイ」は、

主に、患者に呼吸回路を装着し換気動作を開始する前に、適切な換気条件の設定やアラーム機能の確認などを行う目的で人工呼吸器に搭載されています。この状態では、患者に換気が行われません。人工呼吸器によって、「スタンバイ」、「スタンバイモード」、「スタンバイ機能」など、いくつかの名称があります。

◆「スタンバイ」、「スタンバイモード」、「スタンバイ機能」は、現在市販されている多くの人工呼吸器に搭載されています。個々の機器については、取扱説明書等の確認をお願いいたします。

(参考2)

「スタンバイ」にした人工呼吸器の開始忘れ

事例1

患者は自発呼吸をサポートするために人工呼吸器(Servo i)を装着していた。看護師Aは、患者の体位を変えるため、人工呼吸器のモードを「オン」から「スタンバイ」に切り替え、看護師Bと共に患者の体位を変えた。その後、看護師Aは、人工呼吸器のモードを「スタンバイ」から「オン」に切り替えず退室した。しばらくして、看護師Aが患者の病室に入ると、人工呼吸器による換気が行われていなかった。

事例2

患者はトイレに行くため、一時的に人工呼吸器(Servo i ユニバーサル)をはずし、経鼻的な酸素投与に切り替えた。その際、看護師Cは、人工呼吸器のモードを「スタンバイ」にした。その後、患者がトイレから戻り、看護師Dは患者に痰の吸引を行い、人工呼吸器を装着した。この時、看護師Dは、人工呼吸器のモードを「スタンバイ」から「オン」に切り替えるのを忘れた。

事例が発生した医療機関の取り組み

「スタンバイ」などの機能を使用した後に人工呼吸器を患者に装着する際は、開始ボタンを押して換気が行われていることを確認する。

総合評価部会の意見

人工呼吸器を装着する際、換気が行われていることを胸郭の動きに基づいて確認する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。
<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル
電話: 03-5217-0252(直通) FAX: 03-5217-0253(直通)
<http://www.jqhc.or.jp/html/index.htm>

平成21年度 院内相談員養成研修事業の内容 (群馬県の実績 ①)

【研修目的】

本県の医療機関において、日常診療の中で医師等と患者・家族が十分な対話を重ねることの重要性から、医療機関における医療従事者と患者側とのコミュニケーションの仲立ちをし、話し合いを促進することで向き合える関係を築くことを支援する人材(院内相談員)の院内への配置を促進するため、院内相談員としての能力を養成することを目的とします。

【研修名称】

平成21年度 群馬県院内相談員養成研修

【主催】

群馬県

【研修日程(4日間)】

平成21年11月18日(水)～19日(木)、26日(木)、平成22年2月16日(火)

【研修対象者】

群馬県内の病院等に勤務する、看護師、医療ソーシャルワーカー及びケースワーカー等
実績50医療機関 58名が参加

平成21年度 院内相談員養成研修事業の内容 (群馬県の実績 ②)

【研修プログラム】

☆ 第1日目 院内相談員に求められる基礎的知識に関する内容

(院内相談員の心構え、医療安全、インフォームドコンセント、患者の権利擁護等)

☆ 第2日目 患者・家族や医療従事者の立場と心情に関するグループディスカッション

(日常診療における場面、医療事故に遭遇した場面 等)

☆ 第3日目 院内での調整活動を支えるコミュニケーション能力の向上に関するトレーニング(相談の聞き取り、内容の取り次ぎ、話し合いの場の設定、対話の推進 等)

☆ 第4日目 フォローアップ(グループワーク)

(3日間の研修を受けて、実務で実践した結果の共有、今後の実践の検討 等)

【研修講師等】

○稲葉一人(中京大学法科大学院教授・元大阪地方裁判所判事)

○豊田郁子(新葛飾病院院内相談員)

○岡本佐和子(元ジョーンズホプキンス病院院内相談員)

○種田憲一郎(国立保健医療科学院室長)

○加部一彦(愛育病院新生児科部長)

○安井はるみ(神奈川県看護協会医療安全課長)

○北田淳子(阪南中央病院患者情報室)

○高山詩穂(自治医科大学大学院・看護師)

○県内医療機関の医療安全担当者

○群馬県医療安全相談センター担当者 等

5. 特定機能病院の承認状況

(平成22年2月1日現在)

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
1	国立がんセンター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
2	国立循環器病センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H 5.10.26	H 5.12. 1
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H 5.10.26	H 5.12. 1
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H 5.10.26	H 5.12. 1
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H17.12.13	H18. 1. 1
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下糟屋143番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H 5.12. 8	H 6. 1. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市広面字蓮沼44番2	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字羅又21番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 2. 17	H 6. 3. 1
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
29	杏林大学医学部付属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地の98	H 6. 4. 12	H 6. 5. 1
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
35	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
4 1	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 2	東 北 大 学 病 院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 3	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16. 5. 17	H16. 5. 20
4 4	広 島 大 学 病 院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 5	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 6	北 海 道 大 学 病 院	北海道札幌市北区北14条西5丁目	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
4 7	旭川医科大学病院	北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
4 8	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
4 9	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県東温市志津川	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
5 0	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
5 1	鹿 児 島 大 学 病 院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
5 2	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
5 3	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
5 4	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
55	岡 山 大 学 病 院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
56	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
57	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番	H 6. 11. 21	H 6. 12. 1
58	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6. 11. 21	H 6. 12. 1
59	国立大学法人金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6. 11. 21	H 6. 12. 1
60	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6. 11. 21	H 6. 12. 1
61	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H 7. 1. 26	H 7. 2. 1
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7. 1. 26	H 7. 2. 1
63	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H 7. 1. 26	H 7. 2. 1
64	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89の1	H 7. 1. 26	H 7. 2. 1
65	山梨大学医学部附属病院	山梨県中央市下河東1110番地	H 7. 2. 20	H 7. 3. 1
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H 7. 2. 20	H 7. 3. 1
67	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7. 2. 20	H 7. 3. 1
68	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7. 2. 20	H 7. 3. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
69	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 3.27	H18. 4. 1
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
75	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
77	公立大学法人横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 3.30	H17. 4. 1
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路上る横井町465	H20. 3.27	H20. 4. 1
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H 9. 1.22	H 9. 2. 1
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 3.27	H18. 4. 1
81	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 3.27	H18. 4. 1
82	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19. 8. 9	H19. 9. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
83	東京医科大学病院	東京都新宿区西新宿6丁目7番1号	H21. 1. 19	H21. 2. 1

6. 特区制度における病院等開設会社による病院等開設事業について

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成21年度（抄）

平成22年2月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特区制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成21年度の当委員会としては、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を行って意見（平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」）を取りまとめたのに続き、下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行って、意見を取りまとめた。

2. 平成21年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成21年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、総合的な検討に努めた。

各部会におけるこれらの検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

【平成21年度評価対象12特例措置】

- ①全国展開（一部全国展開を含む）（6特例措置）
- ②再度適切な時期に評価（5特例措置）
- ③実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定していた評価を行わない（1特例措置）

特例措置ごとの評価意見の詳細については別紙のとおりであるが、大別すると以下のとおりである。

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（828）」、「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（829）」及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（1303）」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした。

また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」及び「重量

物輸送効率化事業（1205（1214、1221））」の3件については、特例措置の実施状況に照らし、一定の措置を講ずることが適当であるものも含め、全国展開しても差し支えないと認められる部分について、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）」、「学校設置会社による学校設置事業（816）」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（832）」、「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」及び「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」の5件については、一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらについては、弊害の有無を判断するためのデータの蓄積が少ないことなどにより全国展開の是非を決めるのは時期尚早である、全国展開に向けて弊害を防ぐ方策の検討や分析が必要である等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁や認定地方公共団体に必要な取組を求めているところである。

なお、提案者以外の地域で特区計画の認定実績がない「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業（413）」については、更なる実施の可能性についての調査を行った結果、現状においては、当面の間実施の増加が見込めないことが判明したため、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした。

3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

評価意見

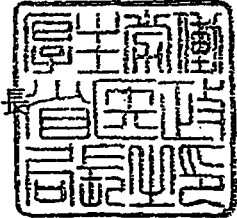
①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
⑤	評価	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23年度に評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	全国展開により発生する障害の有無について現時点で判断することは困難であるため、今後は本特例措置についての周知や情報提供を一層進め、検証に必要なデータを蓄積し、引き続き全国展開について検討する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。</p> <p>一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年はかかる(適用事業者)との指摘もあった。</p> <p>以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。</p> <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—



医政発第0930001号
平成16年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



構造改革特別区域法の一部を改正する法律において新設された
医療法等の特例の運用について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部を改正する法律（平成16年法律第60号。以下「改正法」という。）が本年5月28日に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

改正後の構造改革特別区域法（以下「新特区法」という。）では、第18条において医療法等の特例が新設されることから、これに伴い、「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」（平成16年厚生労働省令第144号）、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」（平成16年厚生労働省令第145号）及び「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第362号。以下「指針」という。）が本日公布され、改正法と同日付けで施行されることとなったところである。

これらの法令の施行に当たって留意すべき事項及び内容は下記のとおりであるので、制度の趣旨等に十分御了知いただくとともに、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等にその周知をお願いする。

記

- 1 高度医療の内容を示す厚生労働大臣が定める指針において具体的に掲げる医療以外の「その他前各号に掲げる医療に類する医療」に該当する要望があった場合の取扱い

新特区法第18条第1項で規定する「高度医療」の内容については、厚生労働大臣が定める指針に従って地方公共団体が判断し、厚生労働大臣が指針への

適合性に照らして同意することとしている。しかし、地方公共団体からの要望事項について現時点で全て把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、当該指針の第6号において「その他前各号に掲げる医療に類する医療」と規定したところである。

今後、これに該当すると思われる相談があった場合には、速やかに内閣官房構造改革特区推進室及び当職あて相談されたい。

2 特区において株式会社が開設する病院又は診療所が行う高度医療につき医療保険の適用が認められた場合の取扱い

高度医療として認められていたものが高度先進医療など医療保険の対象となった場合、当該医療は特区法に規定する「高度医療」ではなくなることから、株式会社が新たに当該医療に参入することは認められなくなることになる。

一方、特区において株式会社が開設する病院・診療所の提供する医療が厚生労働大臣の指針で定める高度医療に該当しなくなったことにより、特区計画が取り消されるような場合には、あらかじめ特区法第8条第2項の規定により厚生労働大臣が認定地方公共団体に対して必要な措置を講ずるよう求めることとなる。

このような措置要求にもかかわらず、なお適切な措置が講じられない場合には、都道府県知事が当該病院・診療所の業務の継続が適当でないとするときは、株式会社が開設する病院・診療所の開設の許可を取り消すことができることとしている。

従って、病院等の開設の許可の取り消しについては、個別の事例に応じて、都道府県知事が判断することになる。

3 高度医療の適切な実施について

株式会社から特区における高度医療を提供する病院等の開設について相談があった場合には、当該病院等において提供する医療の内容に応じて、高度医療の適切な提供に向け、薬事法（昭和35年法律第145号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究等に関する倫理指針」（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号）、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年厚生労働省告示第255号）等の関連法令及び「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（平成15年4月厚生科学審議会生殖補助医療部会）等の関係審議会の報告書など関係する情報の提供に努められたい。

○厚生労働省令第百四十四号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十号)の施行に伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年九月三十日 厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

(厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年厚生労働省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第十九号」を「別表第二十三号」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一項中「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第二項各号」を「第三十条第二項各号」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準)

第二条 法第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第四十二条の三各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合するとともに、その内容が虚偽にわたつてはならないものとする。

(狂犬病予防法施行規則を適用する場合の統括等)

第三条 法別表第十三号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二項」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「養護訓練所」とあるのは「法別表第十三号」とする。

2 前項の場合において、狂犬病予防法施行規則別記様式第一は、別記様式のとおりとする。附則の次に次の様式を加える。

表 面

別記様式(第三条第二項関係)

平成 年 月 日 発行	所 属 庁	第 号	写 真 を は る
狂 犬 病 予 防 員 の 証	氏 名	生 年 月 日	

写真面及びび

その証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

この証票を携帯する者は、構造改革特別区域法第二十三条に規定する狂犬病予防法の特例として狂犬病予防員の事務を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

構造改革特別区域法抜すい

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するために同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十條及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 (略)

狂犬病予防法抜すい

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「別表第二十三号」を「別表第二十七号」に改める。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十五号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十八条第一項第二号の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準を次のように定める。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準

(特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断に関する基準)

第一条 構造改革特別区域法(以下「法」という。)第十八条第一項の規定により医療法(昭和二十三年法律第五十号)第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所(以下「株式会社開設病院等」という。)が高度医療のうち特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断(以下この条において「高度画像診断」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師一名以上を置いていること。
 - 三 陽電子放射断層撮影装置その他高度画像診断を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
 - 四 高度画像診断に用いる放射性同位元素その他の高度画像診断を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用元素等」という。)を製造するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用元素等の供給を受けることができること。
 - 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。(腎臓損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療に関する基準)
- 第二条 株式会社開設病院等が高度医療のうち腎臓損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療(以下この条において「高度再生医療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 高度再生医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 幹細胞の分離、保存等を行う装置その他の高度再生医療を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
 - 三 高度再生医療に用いる細胞その他の高度再生医療を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用細胞等」という。)を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用細胞等の供給を受けられること。

四 高度再生医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。(肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療に関する基準)

第三条 株式会社開設病院等が高度医療のうち肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療(以下この条において「高度遺伝子治療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度遺伝子治療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
- 二 遺伝子を導入するための装置その他の高度遺伝子治療を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
- 三 高度遺伝子治療に用いる遺伝子その他の高度遺伝子治療を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用遺伝子等」という。)を製造若しくは製造するために必要な設備及び組換え若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用遺伝子等の供給を受けることができること。

四 高度遺伝子治療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。(高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準)

第四条 株式会社開設病院等が高度医療のうち高度な技術を用いて行う美容外科医療(以下この条において「高度美容外科医療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
- 二 無菌箱、高度なレーザー照射装置その他の高度美容外科医療を実施するために必要な設備(次号に規定するものを除く。)を備えていること。
- 三 細胞その他の高度美容外科医療を実施するために特に必要な物質(以下この号において「使用物質」という。)を用いることを必要とする高度美容外科医療を行う場合にあつては、使用物質を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用物質の供給を受けることができること。

四 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。(提供精子による体外受精に関する基準)

第五条 株式会社開設病院等が高度医療のうち提供精子による体外受精(以下この条において「高度体外受精医療」という。)を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度体外受精医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
- 二 採卵室、移植室その他の高度体外受精医療を実施するために必要な施設を有すること。
- 三 無菌箱、ふ卵器その他の高度体外受精医療を実施するために必要な設備を備えていること。
- 四 高度体外受精医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

附則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第三百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針を次のように定め、平成十六年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療は、病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準が、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に規定されている医療その他高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- 二 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- 三 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- 四 高度な技術を用いて行う美容外科医療
- 五 提供精子による体外受精
- 六 その他前各号に掲げる医療に類する医療

7. 地域医療支援病院一覧

(平成21年9月30日現在)

都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1 北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2 北海道	旭川赤十字病院	657	平成16年5月17日	上川中部医療圏
3 北海道	北見赤十字病院	680	平成17年4月28日	北網走圏
4 北海道	札幌社会保険総合病院	276	平成18年10月3日	札幌医療圏
5 青森県	八戸市立市民病院	584	平成14年11月29日	八戸医療圏
6 青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
7 岩手県	岩手県立中央病院	685	平成19年7月18日	盛岡医療圏
8 宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
9 宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
10 宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
11 宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏
12 宮城県	宮城県立こども病院	160	平成18年11月15日	仙台医療圏
13 宮城県	東北厚生年金病院	466	平成18年11月15日	仙台医療圏
14 宮城県	財団法人宮城厚生協会総合病院	357	平成19年12月25日	仙台医療圏
15 宮城県	石巻赤十字病院	392	平成20年5月23日	石巻医療圏
16 秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
17 秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
18 山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
19 山形県	鶴岡市立荘内病院	520	平成20年12月19日	庄内医療圏
20 福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
21 福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
22 福島県	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	平成18年3月1日	県中医療圏
23 福島県	財団法人量産総合病院	480	平成19年3月30日	県中医療圏
24 福島県	財団法人 大原総合病院	429	平成20年9月26日	県北医療圏
25 福島県	北福島医療センター	226	平成21年9月8日	県北医療圏
26 福島県	いわき市立総合磐城共立病院	889	平成21年9月8日	いわき医療圏
27 茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏
28 茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏
29 茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・竜ヶ崎医療圏
30 茨城県	独立行政法人国立病院機構茨城東病院	428	平成19年7月13日	常陸太田・ひたちなか医療圏
31 茨城県	水戸済生会総合病院	513	平成20年5月30日	水戸医療圏
32 茨城県	独立行政法人国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	250	平成20年5月30日	土浦医療圏
33 茨城県	総合病院取手協同病院	414	平成20年5月30日	取手・竜ヶ崎医療圏
34 栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
35 栃木県	大田原赤十字病院	556	平成18年12月14日	県北医療圏
36 栃木県	独立行政法人国立病院機構栃木病院	462	平成21年6月12日	県東・央保健医療圏
37 群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
38 群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
39 群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
40 群馬県	医療法人社団日高会日高病院	259	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
41 群馬県	公立藤岡総合病院	395	平成18年4月1日	藤岡医療圏
42 群馬県	群馬県立心臓血管センター	240	平成19年10月25日	前橋医療圏
43 群馬県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部群馬県済生会前橋病院	337	平成21年3月31日	前橋医療圏
44 埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	中央保健医療圏
45 埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企保健医療圏
46 埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央保健医療圏
47 埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一保健医療圏

48	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	408	平成16年11月5日	利根保健医療圏
49	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会栗橋病院	314	平成19年8月17日	利根保健医療圏
50	埼玉県	深谷赤十字病院	506	平成19年8月17日	大里保健医療圏
51	埼玉県	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	350	平成19年11月2日	西部第一保健医療圏
52	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会川口総合病院	400	平成20年8月29日	中央保健医療圏
53	埼玉県	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	319	平成21年1月30日	大里保健医療圏
54	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
55	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
56	千葉県	成田赤十字病院	719	平成18年8月30日	印旛山武医療圏
57	千葉県	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院	400	平成19年3月30日	市原保健医療圏
58	千葉県	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	455	平成20年6月23日	千葉医療圏
59	東京都	(財)東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
60	東京都	(財)東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区东北部医療圏
61	東京都	医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
62	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
63	東京都	財団法人日本心臓血圧研究振興会附属神原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
64	東京都	財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	344	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
65	東京都	国家公務員共済組合連合会立川病院	500	平成20年7月23日	北多摩西部医療圏
66	東京都	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	455	平成20年7月23日	北多摩西部医療圏
67	神奈川県	藤沢市民病院	536	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
68	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏
69	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
70	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	437	平成15年10月24日	相模原医療圏
71	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	735	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
72	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	419	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
73	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
74	神奈川県	横須賀市立市民病院	482	平成18年9月21日	横須賀・三浦医療圏
75	神奈川県	横浜市立市民病院	650	平成18年9月22日	横浜西部医療圏
76	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	平成18年9月27日	川崎南部医療圏
77	神奈川県	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	720	平成19年9月26日	横浜南部医療圏
78	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院	650	平成19年9月26日	横浜北部医療圏
79	神奈川県	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	552	平成19年9月26日	横浜西部医療圏
80	神奈川県	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	469	平成20年2月27日	県央医療圏
81	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市東部病院	554	平成20年9月24日	横浜北部医療圏
82	神奈川県	神奈川県立循環器呼吸器病センター	239	平成20年9月24日	横浜南部医療圏
83	神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院	634	平成21年2月23日	横浜南部医療圏
84	新潟県	済生会新潟第二病院	427	平成14年8月27日	新潟医療圏
85	新潟県	新潟市民病院	660	平成19年10月31日	新潟医療圏
86	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院	361	平成20年5月14日	上越医療圏
87	新潟県	新潟県立新発田病院	478	平成20年5月14日	下越医療圏
88	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院	300	平成21年7月29日	県央医療圏
89	富山県	富山市立富山市民病院	626	平成20年10月3日	富山医療圏
90	富山県	富山県立中央病院	765	平成21年7月23日	富山医療圏
91	石川県	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	650	平成20年4月1日	石川中央医療圏
92	福井県	福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
93	福井県	福井県立病院	1082	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏
94	福井県	福井赤十字病院	616	平成19年6月11日	福井・坂井医療圏

95	福井県	医療法人福井心臓血圧センター	199	平成21年3月31日	福井・坂井医療圏
96	長野県	社会医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
97	長野県	独立行政法人国立病院機構長野病院	416	平成14年11月14日	上小医療圏
98	長野県	諏訪赤十字病院	425	平成14年11月14日	諏訪医療圏
99	長野県	長野赤十字病院	655	平成15年8月5日	長野医療圏
100	長野県	飯田市立病院	403	平成16年7月30日	飯伊医療圏
101	岐阜県	岐阜市民病院	609	平成19年2月9日	岐阜医療圏
102	岐阜県	社会医療法人厚生会 木沢記念病院	452	平成20年9月22日	中濃医療圏
103	岐阜県	岐阜県総合医療センター	590	平成20年9月22日	岐阜医療圏
104	岐阜県	岐阜赤十字病院	352	平成21年9月8日	岐阜医療圏
105	岐阜県	岐阜県立多治見病院	681	平成21年9月8日	東濃医療圏
106	静岡県	静岡県立こども病院	279	平成21年4月1日	静岡医療圏
107	静岡県	県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏
108	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏
109	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	874	平成16年6月29日	西部医療圏
110	静岡県	静岡市立静岡病院	506	平成18年9月21日	静岡医療圏
111	静岡県	静岡県立総合病院	720	平成21年4月1日	静岡医療圏
112	静岡県	沼津市立病院	500	平成20年7月8日	駿東地方医療圏
113	静岡県	浜松赤十字病院	312	平成21年9月18日	西部医療圏
114	愛知県	名古屋第二赤十字病院	812	平成17年9月30日	名古屋医療圏
115	愛知県	名古屋第一赤十字病院	852	平成18年9月29日	名古屋医療圏
116	愛知県	名古屋共立病院	156	平成18年9月29日	名古屋医療圏
117	愛知県	社会保険中京病院	683	平成18年9月29日	名古屋医療圏
118	愛知県	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	804	平成19年9月26日	名古屋医療圏
119	愛知県	名古屋掖済会病院	662	平成19年9月26日	名古屋医療圏
120	愛知県	愛知県立循環器呼吸器病センター	286	平成19年10月1日	尾張西部医療圏
121	愛知県	名古屋記念病院	464	平成21年3月25日	名古屋医療圏
122	愛知県	岡崎市民病院	650	平成21年9月11日	西三河南部医療圏
123	三重県	厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏
124	三重県	厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
125	三重県	山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
126	三重県	恩賜財団済生会松阪総合病院	430	平成21年7月14日	南勢志摩医療圏
127	滋賀県	大津赤十字病院	824	平成15年6月26日	大津保健医療圏
128	滋賀県	大津市民病院	506	平成15年6月26日	大津保健医療圏
129	滋賀県	済生会滋賀県病院	393	平成21年6月17日	湖南保健医療圏
130	滋賀県	長浜赤十字病院	549	平成21年6月17日	湖北保健医療圏
131	滋賀県	近江八幡市立総合医療センター	407	平成21年6月17日	東近江保健医療圏
132	京都府	京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏
133	京都府	京都第一赤十字病院	745	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
134	京都府	武田病院	300	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
135	京都府	京都府立与謝の海病院	295	平成18年12月27日	丹後医療圏
136	京都府	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	600	平成20年8月19日	京都・乙訓医療圏
137	京都府	済生会京都府病院	350	平成20年8月19日	京都・乙訓医療圏
138	京都府	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	550	平成20年8月19日	中丹医療圏
139	京都府	京都市立病院	548	平成21年9月1日	京都・乙訓医療圏
140	大阪府	医)橋会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏
141	大阪府	社医)ペガサス馬場記念病院	392	平成15年2月28日	堺市医療圏

142	大阪府	ペルランド総合病院	522	平成20年11月21日	堺市医療圏
143	大阪府	社医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏
144	大阪府	宗)在日本南ブレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏
145	大阪府	医療法人若弘会若草第一病院	230	平成18年12月28日	中河内医療圏
146	大阪府	厚生年金事業振興団大阪厚生年金病院	565	平成19年12月28日	大阪市医療圏
147	大阪府	府中病院	380	平成19年12月28日	泉州医療圏
148	大阪府	社団法人全国社会保険協会連合会豊ヶ丘厚生年金病院	580	平成19年12月28日	北河内医療圏
149	大阪府	医療法人仙養会 北摂総合病院	217	平成20年11月21日	三島医療圏
150	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療センター	768	平成20年11月21日	大阪市医療圏
151	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	698	平成20年11月21日	大阪市医療圏
152	大阪府	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	520	平成20年11月21日	南河内医療圏
153	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏
154	兵庫県	神戸赤十字病院	310	平成19年3月27日	神戸医療圏
155	兵庫県	社団法人明石医師会立明石医療センター	247	平成21年3月18日	東播磨医療圏
156	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	303	平成16年5月24日	和歌山医療圏
157	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	375	平成18年6月12日	御坊医療圏
158	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	865	平成18年12月13日	和歌山医療圏
159	和歌山県	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	316	平成19年6月7日	田辺医療圏
160	鳥取県	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	383	平成20年7月15日	西部医療圏
161	鳥取県	鳥取赤十字病院	438	平成20年7月15日	東部医療圏
162	鳥取県	鳥取県立中央病院	431	平成21年7月28日	東部医療圏
163	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏
164	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成17年12月22日	浜田医療圏
165	島根県	松江赤十字病院	730	平成19年2月6日	松江医療圏
166	島根県	益田赤十字病院	327	平成19年8月7日	益田医療圏
167	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏
168	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏
169	岡山県	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	580	平成19年10月2日	県南東部医療圏
170	岡山県	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院	418	平成19年10月2日	県南東部医療圏
171	岡山県	心臓病センター榊原病院	243	平成19年10月2日	県南東部医療圏
172	岡山県	倉敷中央病院	1135	平成20年6月5日	県南西部医療圏
173	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏
174	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏
175	広島県	厚生連広島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏
176	広島県	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	410	平成18年8月31日	福山・府中医療圏
177	広島県	広島赤十字・原爆病院	666	平成19年8月27日	広島医療圏
178	広島県	県立広島病院	750	平成19年8月27日	広島医療圏
179	広島県	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	700	平成19年8月27日	呉医療圏
180	広島県	尾道市立市民病院	330	平成20年1月30日	尾三医療圏
181	広島県	厚生連尾道総合病院	442	平成20年2月20日	尾三医療圏
182	広島県	広島市立広島市民病院	743	平成20年9月11日	広島医療圏
183	広島県	広島市立安佐市民病院	527	平成20年9月11日	広島医療圏
184	広島県	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	410	平成20年9月11日	呉医療圏
185	広島県	国会公務員共済組合連合会 広島記念病院	250	平成21年2月13日	広島医療圏
186	広島県	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	440	平成21年8月12日	呉医療圏
187	広島県	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	481	平成21年8月12日	広島中央医療圏
188	広島県	福山市民病院	400	平成21年8月12日	福山・府中医療圏

189	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏
190	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏
191	山口県	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	580	平成20年4月30日	岩国医療圏
192	山口県	独立行政法人労働者健康福祉機構 山口労災病院	313	平成21年4月30日	宇部・小野田医療圏
193	徳島県	徳島赤十字病院	405	平成13年10月1日	南部 I 医療圏
194	徳島県	阿南医師会中央病院	240	平成13年10月1日	南部 I 医療圏
195	徳島県	徳島県立中央病院	500	平成18年3月6日	東部 I 医療圏
196	徳島県	徳島市民病院	339	平成20年11月27日	東部 I 医療圏
197	香川県	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	402	平成18年7月25日	中讃保健医療圏
198	香川県	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	394	平成19年7月24日	中讃保健医療圏
199	香川県	高松赤十字病院	589	平成19年11月22日	高松保健医療圏
200	愛媛県	喜多医師会病院	215	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏
201	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏
202	高知県	医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月25日	中央医療圏
203	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏
204	高知県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	632	平成19年4月25日	中央医療圏
205	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏
206	福岡県	朝倉医師会病院	300	平成12年3月31日	朝倉医療圏
207	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏
208	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏
209	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
210	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
211	福岡県	戸畑共立病院	199	平成17年4月1日	北九州療内医療圏
212	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内医療圏
213	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏
214	福岡県	福岡市立こども病院・感染症センター	214	平成19年9月1日	福岡・糸島医療圏
215	福岡県	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	591	平成19年4月19日	粕屋医療圏
216	福岡県	福岡大学筑紫病院	345	平成19年4月19日	筑紫医療圏
217	福岡県	九州厚生年金病院	575	平成19年4月19日	北九州医療圏
218	福岡県	独立行政法人国立病院機構小倉病院	400	平成20年4月1日	北九州医療圏
219	福岡県	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	600	平成20年4月1日	筑紫医療圏
220	福岡県	聖マリア病院	1354	平成20年4月1日	久留米医療圏
221	福岡県	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	520	平成21年4月1日	福岡・糸島医療圏
222	福岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	535	平成21年4月1日	北九州医療圏
223	福岡県	財団法人健和会健和会大手町病院	638	平成21年4月1日	北九州医療圏
224	佐賀県	佐賀県立病院好生館	541	平成16年11月1日	中部医療圏
225	佐賀県	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	424	平成18年10月31日	南部保健医療圏
226	佐賀県	唐津赤十字病院	337	平成19年7月31日	北部保健医療圏
227	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏
228	長崎県	長崎県島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏
229	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター	254	平成16年6月28日	県央医療圏
230	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏
231	長崎県	医療法人白十字会佐世保中央病院	312	平成20年2月22日	佐世保医療圏
232	長崎県	健康保険諫早総合病院	333	平成20年10月22日	県央医療圏
233	熊本県	天草地域医療センター	210	平成11年3月29日	天草医療圏
234	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏
235	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏

236	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏
237	熊本県	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	400	平成18年12月27日	熊本医療圏
238	熊本県	熊本労災病院	410	平成20年1月21日	八代医療圏
239	熊本県	荒尾市民病院	274	平成21年7月28日	有明医療圏
240	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	中部医療圏
241	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	中部医療圏
242	大分県	医療法人敬和会大分岡病院	231	平成18年10月5日	中部医療圏
243	大分県	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	550	平成18年10月5日	東部医療圏
244	大分県	大分県立病院	582	平成21年4月30日	中部医療圏
245	宮崎県	宮崎市医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏
246	宮崎県	都城市医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏
247	宮崎県	県立延岡病院	460	平成18年11月28日	北部医療圏
248	宮崎県	宮崎社会保険病院	269	平成18年11月28日	宮崎東諸県医療圏
249	宮崎県	独立行政法人国立病院機構都城病院	307	平成21年3月27日	都城北諸県医療圏
250	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏
251	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成11年1月31日	川薩医療圏
252	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成17年8月25日	出水医療圏
253	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	姶良医療圏
254	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成17年8月25日	肝属医療圏
255	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成19年8月25日	曾於医療圏
256	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏
257	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏
258	鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	平成18年9月12日	肝属医療圏
259	鹿児島県	県立大島病院	400	平成19年8月31日	大島医療圏
260	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿病院	271	平成20年3月25日	南薩医療圏
261	鹿児島県	県立薩南病院	175	平成21年3月31日	南薩医療圏
262	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部保健医療圏
263	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部保健医療圏
264	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部保健医療圏
265	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部保健医療圏
266	沖縄県	医療法人友愛会豊見城中央病院	356	平成18年9月4日	南部保健医療圏
267	沖縄県	医療法人かりゆし会ハートライフ病院	300	平成19年10月5日	中部保健医療圏